

- 一 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引
- 二 法第二条第八項第十号に掲げる行為（次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この項において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）
- イ 電子情報処理組織を使用して行われた売付け若しくは買付けの申込み又は売買についてその対象となつた有価証券の種類、銘柄、価格その他当該申込み又は売買の内容を示すべき事項として内閣府令で定める事項が直ちに公表されることとなつていていること。
- ロ 電子情報処理組織を使用して行われる売付け若しくは買付けの申込み又は売買に係る売買価格の決定方法が競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法であること。
- ハ 電子情報処理組織を使用した買付けの申込みに係る有価証券を所有する者が当該電子情報処理組織を使用して当該有価証券を適時に売却する機会が確保されていると認められること。
- 第六条の二第三項中「店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の」を「前項各号に掲げる」に改め、「取引による株券等の買付け等」の下に「（次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。
- 4 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、第二項第一号に掲げる取引とする。
- 第七条第七項を次のように改める。
- 7 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。
- 一 前条第二項第一号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後ににおける株券等買付者が（株券等の買付け等を行う者をいつ。次号において同じ。）の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等
- 二 株券等買付者が行つ株券等の取得（株券等の買付け等及び法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第七項第二号に規定する特別関係者をいう。）が行つ株券等の取得を株券等買付者が行つ株券等の取得とみなして同条第一項第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券等の取得として行われる株券等の買付け等
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- この政令による改正後の金融商品取引法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に開始する金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した同項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。
- この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなあ従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行期日を定める政令を「」に公布する。

御名 御璽

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百七十一号

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行期日は、平成二十四年十一月一日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 横田 伸二

財務大臣 城島 正光

厚生労働大臣 三井 辨雄

農林水産大臣 郡司 彰

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 羽田 雄一郎

環境大臣 長浜 博行

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令を「」に公布する。

御名 御璽

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百七十二号

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令

内閣は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第二条第五項第五号及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第五項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

		種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチコープ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業		三億円	三百人
三	旅館業		五千万円	一百人